



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0048
東京都千代田区神田司町2丁目4-2 小山ビル5F
電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276
担当: 鄭

産休中の保険料免除手続きについて

今回のあおぞらレターは、平成26年4月から始まる産前産後休業中の社会保険料免除の具体的な手続きについて、ご案内いたします。



産休中の保険料免除とは

- 既報の通り、少子化対策の一環として、平成26年4月から、産前産後休業期間中の社会保険料免除が始まります。

(イメージ) ↓今回新たに!



- 対象は・・・**平成26年4月30日以降**に産前産後休業が終了となる方
(産後8週間休業する場合は、**実際の出産日が3月5日以降**の方)
※平成26年4月分から、休業終了日の翌日が属する月の前月までの保険料が免除になります。



具体的な手続き

- 「出産予定日」と「実際の出産日」によって、次の書類を提出します。

提出する書類	出産予定日に産	出産予定日と出産日が異なる	いつ提出?
① 産前産後休業取得者申出書	○	○	産前休業開始後
② 産前産後休業取得者変更(終了)届	×	○	出産後

※レアなケースですが・・・

当初(出産予定日)は免除対象でなかったが、実際の出産日が遅れて免除対象になった場合、**出産後**に「産前産後休業取得者申出書」を提出します。

- 平成26年4月から、**産前産後休業を終了した際の標準報酬の改定**も始まります。
 - ・対象: 平成26年4月1日以降に産前産後休業が終了となる方
 - ・手続き: 被保険者が、事業主を通じて「産前産後休業終了時報酬月額変更届」を提出

※ 上記手続きは、事業主が申請しなければ対象になりません。忘れずに手続きしましょう。

※ 実際の手続きは、ご加入の協会けんぽ、健康保険組合、年金事務所等にご確認ください。



その他: 国民年金保険料の「2年前納」とは?

- 平成26年4月から、2年度分の保険料を口座振替でまとめて納める「2年前納」が始まります。

		6ヶ月前納	1年前納	2年前納
平成26年度	支払額	90,460円	179,160円	355,280円
	割引額	1,040円	3,840円	14,800円

- 申込期限: 平成26年2月末日 (詳しくは日本年金機構HPをご覧ください。)

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=22807>



その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277